

岩手県監査委員告示第26号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第5号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年5月2日

岩手県監査委員 高橋 元
 岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
 岩手県監査委員 吉田 政司
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 岩手県立二戸高等看護学院

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年10月5日

イ 本監査実施日 平成28年12月2日

（3） 監査結果の公表の日 平成29年2月7日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料及び行政財産貸付料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが79件、83,891円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	徴収済みの電気料基本料金について、平成29年2月14日に還付を完了した。 今後は、関係通知等を確認するとともに、本庁主管課に相談しながら適正に事務を執行し再発防止に努める。

2（1） 監査対象機関名 岩手県農業研究センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年10月20日

イ 本監査実施日 平成28年12月21日

（3） 監査結果の公表の日 平成29年2月7日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 生産物売払収入の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが1件、3,746,735円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、既存の一覧表を活用し生産物の在庫状況と調定状況を総務課職員及び出納員が毎月確認することで、再発防止に努めることとした。
イ 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	また、備品管理一覧表に整理されていなかった物品について、平成28年10月21日に購入外物品登録後、備品出納登録を完了した。 今後は、財務会計端末に備品に係るシステム入力時の注意事項を記した書面を備え、入力時に確認できるようにするほか、独自に作成した一覧表を利用して確認を行うなどの対策をとり、それらを所属内で周知することで、再発防止に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 岩手県農業研究センター畜産研究所

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年9月28日及び同月29日

イ 本監査実施日 平成28年12月8日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年2月7日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 需用費の支出に当たり、二重払をしているものが1件、36,450円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	二重払していたもの1件 36,450円について、平成28年2月29日に支払いの相手方から返納を受けた。 今後は、所属の職員を対象とした会計事務研修会の開催
イ 需用費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが4件、89,735円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	や、独自に作成した会計シートの活用、所属の全職員に対する定期的な注意喚起情報の発信などを実施し、職員が不適切な会計処理を行わない職場環境を形成することで、再発防止に努めることとした。

4(1) 監査対象機関名 岩手県内水面水産技術センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年9月29日

イ 本監査実施日 平成28年12月8日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年2月7日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 資金前渡金の精算に当たり、支払完了後相当期間経過してから資金前渡精算書を会計管理者等に提示しているものが2件、16,009円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	重要物品管理表を整理していなかった物品について、平成28年9月30日に登録を行った。 今後は所属内で複数の者が確認を行うことにより、チェック体制を強化することで、再発防止に努めることとした
イ 物品の管理に当たり、重要物品管理表を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	